



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 小林

育児介護休業法 全面施行

障害者雇用率 引き上げ

法改正情報

改正育児・介護休業法

今回は、6・7月に実施や改正が決まった、育児介護休業法と障害者雇用についてご案内します。すでに改正されていた育児介護休業法ですが、改正が猶予されていた従業員数が100人以下の企業にも適用になりました。そのほか平成25年4月1日より障害者の法定雇用率が引き上げられることが決まりました。主な内容は次のとおりです。



平成24年7月1日～ 従業員数100人以下の企業も含め、全ての企業が実施対象

勤務措置

【対象者】3歳未満の子を養育する従業員

短時間勤務制度

本人が希望したら
1日2時間程度の
短時間勤務を認め
なければなりません

所定外労働の制限

本人が希望したら
残業をさせることが
できません

介護休暇

要介護状態の家族が2人以上 ⇒ 年10日
要介護状態の家族が1人 ⇒ 年5日

介護休暇は・・・

要介護状態にある家族の介護のほか、病院の付添等、その他の世話をするための休暇です。
※有給・無給は問いません。

法違反し勧告に従わない場合は企業名公表、虚偽の報告をした場合は20万円以下の罰金が課せられます

障害者雇用

平成25年4月1日～ 障害者雇用率の引き上げ

障害者雇用促進法では、企業に障害者の雇用を義務付けています。今回、企業に雇用を義務付けている障害者の雇用率が引き上げられることが決まりました。



56人に1人 → 50人に1人

(障害者雇用率 1.8%)

(障害者雇用率 2.0%)

原則、従業員数50人以上の企業は障害者を雇用する義務あり

障害者雇用率に基づいた障害者数を雇用しない場合は「**障害者雇用納付金**」の納付が必要となります。

- 障害者雇用納付金は…障害者雇用率を下回る場合に納付が必要となります。ただし、次の企業は支払いが猶予され、納付の必要がありません。

現在 従業員数200人以下の企業が支払猶予
 平成27年4月1日～ 従業員数100人以下の企業が支払猶予

今後はいっそう企業に対する障害者の雇用が厳しくなりそうです。

障害者雇用納付金額は
 障害者1人につき
月額5万円
 ※一定の条件があれば月額4万円

※障害者雇用という「従業員数」とは常用雇用労働者（雇用保険の一般保険者等）を指します。ご注意ください

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277